

弁理士法人 RIN IP Partners

2025年9月24日



国内審判決紹介

日本国内の審決・判決の中から興味深かったものをご紹介します。

担当：新井 悟

■目次

・判決紹介

商標「キッズ防災士」無効審判の審決取消請求を棄却 出所の混同のおそれなしと判断

・審決紹介

視覚上分離している文字部分を一体的に観察し非類似と判断した事案

■判決紹介

商標「キッズ防災士」無効審判の審決取消請求を棄却 出所の混同のおそれなしと判断

判決言渡日：令和7年6月30日 事件番号：令和6年（行ケ）第10096号

・事案概要

原告は、被告の商標「キッズ防災士」が、引用商標「防災士」と類似し、また出所の混同を招くなどとして無効審判を請求しましたが、特許庁は請求を棄却。これを不服として審決取消訴訟を提起しました。

	本件商標（被告商標）	引用商標（原告商標）
登録番号	第6669227号	第4833713号
商標	キッズ防災士	防災士
指定役務	第4 1 類 技芸・スポーツ又は知識の教授、教育上の試験の実施、ノウハウの伝授（訓練）、	第4 1 類 技芸・スポーツ又は知識の教授（防災専門知識及び技能・防災又は災害情報公表

	セミナーの企画・運営又は開催、研修会の手配及び管理、電子出版物の提供、等	の知識及び技能・救急救命知識及び技能・避難誘導知識及び技能の検定試験、等
登録日	令和5年2月6日	平成17年1月21日
出願日	令和4年1月20日	平成15年4月22日
権利者	一般社団法人ひろしま防災減災支援協会	特定非営利活動法人日本防災士機構

・判決のポイント

本判決では、商標法4条1項15号（出所の混同のおそれ）に関して、以下のように判断しました。

- 「防災士」は、防災関係者間ではある程度の周知性を有するが、一般的な周知性・著名性はない。
- 「キッズ防災士」と「防災士」は外観・称呼・観念いずれも異なり、紛れるおそれはない。
- 「防災士」は一般的な語を組み合わせたもので独創性が低く、周知著名性を獲得しているものでもないから、その余の事情を含め総合考慮しても、広義の混同を生ずるおそれはない。

その他の無効理由についても、該当しないとして請求を棄却しました（登録維持）。

・「日本食育防災士」事件との比較

同じく「防災士」との出所の混同等が争われた「日本食育防災士」事件（令和6年（行ケ）第10095号、[ニュースレター2025年6月号](#)）では、防災関連の関係者及び防災に関する資格に関心を持つ者における周知性が認められ、混同のおそれありとして登録が無効とされました。

・周知性評価の違い

本件では「防災士」について、防災関係者にはある程度の周知性を獲得しているものの、一般的な周知性があるとまでは言えないとされ、周知性が否定されたのに対し、「日本食育防災士」事件では防災関係者という特定の者の間での周知性を重視し、出所の混同のおそれの有無を判断しました。

・商標の類似性評価の違い

「日本食育防災士」事件では、「防災士」の周知性から「何らかの関連性を有する資格ではないか」との連想を与えると判断されたのに対し、本件「キッズ防災士」では、単に類似しないとされ、連想の有無については言及されておりません。

・ 寸評

本判決では、「防災士」は特定の者に限られた限定的な周知性しか有しておらず、一般的な周知性は認められず、また独創性も低いことから、「キッズ防災士」との間に出所の混同のおそれはないと判断されました。一方で、「日本食育防災士」事件においては、「防災士」は周知性を有すると判断され、食と防災との高い関連性から、何らかの関連性がある資格ではないかという連想を生じさせ得るとして、登録が無効と判断されました。このように、2つの事案において出所の混同のおそれの有無について、相反する判断がなされました。

「防災士」の周知性に関しても異なる判断が示されていますが、本判決においては、特定の者における周知性では不十分であり、一般的な周知性が必要とされた理由について、特段の説明はなされておられません。所内の勉強会においては、「キッズ防災士」についても、「子供を対象にした防災士」と認識され、「防災士」と何らかの関連性がある資格であるとの連想を生じさせる可能性があるのではないかと、との意見も出されました。商標が異なるとはいえ、周知性などの判断において異なる結論を導くのであれば、納得のいく明確な理由を示していただきたいところです。

同一の引用商標を巡って争われた2つの商標について異なる判断がなされた事例として、出所の混同のおそれを判断する際の参考になるものと考え、ご紹介させていただきました。

■ 審決紹介

視覚上分離している文字部分を一体的に観察し非類似と判断した事案

審決日：令和7年7月24日 不服 2024-017085

・ 事案概要

本願商標について、構成中の「SHARE」の文字部分を分離して引用商標と比較することは許されないとして、非類似の商標と判断された事案。

本願商標	引用商標
	1) 「SHARE (標準文字) 2) 「シェアー / SHARE」 3) 

・ 審決概要

本願商標において、図形部分と文字部分は、色彩の構成に一体性があり、近接して配してなることからすれば、本願商標は、外観上まとまりよく一体的に表されているものである。また、

本願商標の構成文字から生じる「シェアコンパスシェア」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

さらに、本願商標の構成中、顕著に書された「コンパスシェア」の文字部分を捨象し、「SHARE」の欧文字部分のみが取引者、需要者に対し商品及び役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、これに接する需要者が殊更「SHARE」の文字部分のみに着目するとはいい難いものである。以上よりすれば、本願商標の構成中、「SHARE」の文字部分を分離抽出し、この部分だけを引用商標と比較して、本願商標と引用商標の類否を判断することは許されないというべきである。

・ 寸評

本件商標において、「SHARE」と「コンパスシェア」は、文字種が異なり、観念上も一体性もないことから、「SHARE」から「シェア」の称呼も生ずるとみる余地もあります。本審決では、「SHARE」の文字が小さく、より顕著に表された「コンパスシェア」の文字部分を捨象するのは不自然であることから、一体的に観察したものと考えられます。視覚的に分離している部分が取引上強く印象づけられる場合、分離観察を認めた事例も存在します（下記事例）。したがって、文字や図形の大きさ、配置、色彩のバランスなど商標全体の構成要素を総合的に評価する慎重な判断が求められます。

	出願商標	引用商標	結論
不服 2021-16936		翠	類似
不服 2017-63		HEAVEN／ヘバン	類似



内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。